

遺言によって法的な拘束力をもつ事項

(1) 相続に関すること	
相続分の指定	法定相続分とは異なる相続を希望する時には、遺言によって相続分を具体的に指定できます。また、その指定を第三者に委託できます。
遺産分割方法の指定	誰にどの財産を取得させるか、その内容について具体的に指定できます。また、その指定を第三者に委託できます。
遺産の分割を一定期間禁止	遺産の分割を一定期間禁止することができます。
特別受益分控除の免除	生前に特別の贈与を受けたり、遺贈(遺言によって、財産を他人に無償で譲与すること)を受けた分を「特別受益分」といいます。相続をするにあたり、共同相続人の誰かが特別に財産を得た場合、これをそのままにして相続させたのでは不公平が生ずるので、特別受益分は相続分から差し引くのが原則になっています。しかし、遺言によってその差し引き分を(遺留分を侵害しない範囲で)免除できます。
相続人相互の担保責任の変更	遺産を分割されたものの、その遺産に過不足やキズがあって、遺産を取得した相続人が損害を受けた時には、他の相続人は相続分に応じて補償しなければなりません。その担保責任の軽減や加重ができます。
相続人の廃除、取り消し	相続人を相続人でなくすることが、相続人の廃除です。これは生前にもできますが、遺言でも意思を残せます。たとえば、被相続人がひどく虐待されたり、侮辱されたり、相続人に著しい非行があった時などに適用されます。
祭祀の継承者の指定	お墓や仏壇などの所有権を継承し、祭祀を主宰する継承者を指定することができます。
遺言執行者の指定	遺言が効力を生じた後、遺言の内容を実現させるために、ひとりまたは数名の遺言執行者を指定できます。
(2) 遺産の処分に関すること	
遺贈ができる	法的な遺言によって、財産を相続人以外の他人に無償で譲与すること(＝遺贈)ができます。
寄付行為ができる	財団法人設立のための寄付行為ができます。
信託の設定ができる	一定の目的のために、他人に財産を移転して、その人に管理と運用を委託すること(＝信託)も法的な遺言によってできます。
(3) 身分に関すること	
隠し子の認知	婚姻外に生れた子供(胎児も含む)を自分の子として認めることができます。生前でもできますが、遺言によってもできます。
未成年者の後見人などの指定	親権を行う人がいない未成年者に対して、親権者に代わって、その未成年者を監護・教育する人(＝後見人)を指定することができます。

以上法的な拘束力をもつ事項を記載しましたが、法的な拘束力をもつ事項以外の事項を

付言条項として記載することは可能です

心にしみこむような付言条項を記載することで付加価値を高めることもできます